

砂防学会公益法人化に向けた定款の変更案

定款改正の例・説明	左 の 注 記	改訂案(2010年3月26日理事会承認)	現 行
公益社団法人〇〇〇〇定款 第1章 総則 <u>(名称)</u> <u>第1条 この法人は、公益社団法人〇〇〇〇と称する。</u> ・法人の名称は、法人法上の必要的記載事項です(法人法11条1項2号)。公益社団法人は、その名称中に「公益社団法人」という文字を用いなければなりません(認定法9条3項)。	(注1)一般社団法人は、その名称中に「一般社団法人」という文字を用いなければなりません(法人法5条)。 <例> 第1条 この法人は、一般社団法人〇〇〇〇と称する。 (注2)従たる事務所の所在地は、必要的記載事項ではありませんが、定款に記載することもできます。なお、2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する法人は、国(内閣総理大臣)へ申請することとなります(整備法47条1号イ)。 <例1> 2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。 <例2> 2 この法人は、従たる事務所を〇〇県〇〇市及び〇〇県〇〇町に置く。	公益社団法人 砂防学会定款(案) 第1章 総 則 (名 称) 第1条 この法人は、公益社団法人砂防学会と称する。 2 この法人の英語名は、Japan Society of Erosion Control Engineeringとする。 (事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。 2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。	社団法人 砂防学会 定款 第1章 総 則 (名 称) 第1条 この法人は、社団法人砂防学会という。
第2章 目的及び事業 <u>(目的)</u> <u>第3条 この法人は、〇〇〇〇に関する事業を行い、〇〇〇〇に寄与することを目的とする。</u> ・法人の目的(法人が行う事業)は、必要的記載事項です(法人法11条1項1号)。	(注3)公益法人は、認定法別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する事業(公益目的事業)を行うことを主たる目的とするものでなければなりません(認定法2条4号、5条1号)。また、公益目的事業以外の事業(収益事業等)を行う場合には、公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること等の認定基準に適合する必要があります(認定法5条7号、8号など)。一般法人に移行する場合の定款の変更の案においては、公益目的支出計画の実施事業(整備法119条2項1号イ又はハに規定する事業)が、定款に位置付けられている必要があります(公益認定等ガイドライン整備法117条2号関係)。	第2章 目的及び事業 (目 的) 第3条 この法人は、砂防に関する研究及び調査を推進することにより広く土砂災害に関する防災科学技術の振興を図り、もって国土の保全、国民生活の安全、学術文化の進展と社会の発展等に寄与することを目的とする。 (事 業) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 砂防に関する研究及び調査並びにその奨励と普及 (2) 砂防に関する研究及び調査の助成 (3) 砂防に関する研究発表会、講演会、講習会等の開催及び見学視察等の実施 (4) 砂防に関する建議並びに諮問に対する答申 (5) 会誌及び砂防に関する図書、報論文、資料等の刊行 (6) 砂防関係図書及び資料の収集・保管 (7) 砂防に関する学術国際交流	第2章 目的及び事業 (目 的) 第3条 この法人は、砂防に関する研究及び調査を推進することにより広く土砂災害に関する防災科学技術の振興を図り、もって国土の保全、国民生活の安全等に寄与することを目的とする。 (事 業) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 砂防に関する研究及び調査並びにその奨励と普及 (2) 砂防に関する研究及び調査の助成 (3) 砂防に関する研究発表会、講演会、講習会等の開催 (4) 会誌及び砂防に関する図書、報論文、資料等の刊行 (5) 砂防関係図書及び資料の収集・保管 (6) 砂防に関する学術国際交流
第4章 その他 <u>(事業)</u> <u>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</u> (1) 〇〇〇〇の△△△△その他××××及び〇〇〇〇〇〇に関する△△△△の普及 (2) △△△△において××××を行う〇〇〇〇〇〇の推進 ： ： (n) その他この法人の目的を達成するために必要な事業 ・法人は、法令の規定に従い、定款に定められた目的の範			

<p>范围内において、権利を有し、義務を負うので、事業内容を具体的に記載する必要があります。定款に根拠がない事業は、公益目的事業として認められないことがありますので注意が必要です（公益認定等ガイドライン5条1号関係）（注3）。</p> <p>2 前項第1号の事業は、＜例1：日本全国、例2：○○地方、例3：○○県、・・・及び○○県、例4：○○県及びその周辺、例5：○○市、例6：本邦及び海外＞、同項第2号の事業は・・・・において行うものとする。</p> <p>・公益目的事業を2以上の都道府県の区域内において行う旨を定款で定める法人は、国（内閣総理大臣）へ申請することになります（整備法47条1号ロ）。公益目的事業の実施区域については、定款において明らかにしておくのが望ましいでしょう。</p> <p>第3章 社員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「社員」は、社団法人の存立の基礎となる構成員であり、社員総会での議決権を有し、定款で定めるところにより法人に経費を支払う義務を負います（法人法27条、48条）。 <p><u>(法人の構成員)</u></p> <p><u>第5条 この法人は、<例：この法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の社員となった者>をもって構成する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・この定款の定めの例では、法人法上の用語である「社員」、「退社」などを用いていますが、各法人の実情に応じて「会員」、「退会」などとすることもできます（注4）。 <p><u>(社員の資格の取得)</u></p> <p><u>第6条 この法人の社員になろうとする者は、<例：理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない>。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・社員の資格の喪失に関する規定は、法人法上の必要的記載事項です（法人法11条1項5号）。公益法人においては、法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないものでなければなりません。「不当な条件」を付しているかどうかについては、社会通念にしたがい判断されることとなりますが、 	<p>(注4) 法人法の名称とは異なる通称名や略称を定款に使用する場合（例えば、社員を「会員」と表記するような場合）には、「法律上の名称」と定款で使用する名称がどのような関係にあるのかを、定款上、明確にする必要があります（留意事項II2）。また、法人の実情に応じて、社員以外の構成員として、名誉会員、特別会員、賛助会員等に関する規定を置くこともできます。</p> <p><例></p> <p>第5条 この法人に次の会員を置く。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 正会員 この法人の事業に賛同して入会した個人 (2) 賛助会員 この法人の事業に賛助する団体 (3) 学生会員 この法人の事業に賛同した大学（大学院、短大を含む。）、高等専門学校に在籍しているもの (4) 名誉会員 この法人の発展に著しい功績のあった者で、理事会において推薦され、総会で承認された者 (5) 特別会員 正会員、賛助会員、学生会員及び名誉会員以外の個人または団体 <p>2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。</p> <p>(注5) 代議員制を採用する場合には、定款の定めにより、次の(1)から(5)の事項を満たすことが重要です（留意事項II3）。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 「社員」（代議員）を選出するための制度の骨格（定数、任期、選出方法、欠員措置等）が定款で定められていること (2) 各会員について、「社員」を選出するための選挙（代議員選挙）で等しく選挙権及び被選挙権が保障されていること (3) 「社員」を選出するための選挙（代議員選挙）が理事及び理事会から独立して行われていること (4) 選出された「社員」（代議員）が責任追及の訴え、社員総会決議取消 	<p>(7) 砂防の発展に資する学術国際活動 (8) 砂防技術者の育成 (9) その他この目的を達成するために必要な事業</p> <p>2 前項の事業は、日本全国及び海外において行うものとする。</p> <p>第3章 会員</p> <p>(種別)</p> <p>第5条 この法人に次の会員を置く。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 正会員 この法人の事業に賛同して入会した個人 (2) 賛助会員 この法人の事業に賛助する団体 (3) 学生会員 この法人の事業に賛同した大学（大学院、短大を含む。）、高等専門学校に在籍しているもの (4) 名誉会員 この法人の発展に著しい功績のあった者で、理事会において推薦され、総会で承認された者 (5) 特別会員 正会員、賛助会員、学生会員及び名誉会員以外の個人または団体 <p>2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。</p> <p>(入会会員資格の取得)</p> <p>第6条 正会員、賛助会員、学生会員及び特別会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申込み、その承認を受けなければならない。</p>	<p>(7) その他この目的を達成するために必要な事業</p>
---	--	---	---------------------------------

<p>法人の目的、事業内容に照らして当該条件に合理的な関連性及び必要性があれば、不当な条件には該当しません。 (認定法 5 条 14 号イ、公益認定等ガイドライン 5 条 14 号イ関係)</p>	<p>しの訴えなど法律上認められた各種訴権を行使中の場合には、その間、当該社員（代議員）の任期が終了しないこととしていること (5) 会員に「社員」と同等の情報開示請求権等を付与すること</p>		
<p><u>(経費の負担)</u> <u>第 7 条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。</u></p>		<p>(会 費) 第 7 条 この法人の事業活動に生じる費用に充てるため、会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。ただし、名誉会員については、これを免除する。</p>	<p>(入会及び会費) 第 6 条 正会員、贊助会員、学生会員として入会しようとする者は、理事会の議決を経て、会長が別に定める入会手続きをし、総会が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・法人法 27 条（経費の負担） ・法人の実情に応じて、名誉会員、特別会員、贊助会員等の会費等に関する規定を置くこともできます。 ・定款における社員による経費の負担の定めと一般社団法人の法人税法上の取扱いについては、(注 34) を参照。 		<p>2 会費は毎年度当初に一括納入するものとし、既納の会費は原則として返還しない。</p>	<p>2 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。ただし、名誉会員については、これを免除する。</p>
<p><u>(任意退社)</u> <u>第 8 条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。</u></p>		<p>(退 会) 第 8 条 会員が退会しようとするときは、退会届を提出することにより退会することができる。</p>	<p>(退 会) 第 8 条 会員が退会しようとするときは、理事会の議決を経て、会長が別に定める退会届を提出しなければならない。</p>
<p><u>(除名)</u> <u>第 9 条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。</u></p>		<p>(除 名) 第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会において 3 分の 2 以上の議決に基づき、除名することができる。ただし、その会員に対し、議決の前に弁明を与えなければならない。</p>	<p>(除 名) 第 9 条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において 3 分の 2 以上の議決に基づき、除名することができる。ただし、その会員に対し、議決の前に弁明を与えなければならない。</p>
<p><例></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) この定款その他の規則に違反したとき。 (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。 (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。 		<p>(1) この法人の定款又は規則に違反したとき。 (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為があったとき。 (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。</p>	<p>(1) この法人の定款又は規則に違反したとき。 (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為があったとき。</p>
<p><u>(社員資格の喪失)</u> <u>第 10 条 前 2 条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。</u></p>		<p>(会員の資格喪失) 第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。</p>	<p>(会員の資格喪失) 第 7 条 会員は、次の各号の一に該当する場合は、その資格を失う。</p>
<ul style="list-style-type: none"> (1) 第 7 条の支払義務を 2 年以上履行しなかったとき。 (2) 総社員が同意したとき。 (3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。 		<p>(1) 第 7 条の会費の支払義務を 2 年以上履行しなかったとき。</p>	<p>(1) 退会したとき。 (2) 死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。</p>

<p>・法人法 29 条 (法定退社)</p> <p>第 4 章 社員総会</p> <p>(構成)</p> <p>第 11 条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。</p> <p>・社員総会の名称を定款において「総会」等の通称名で規定する場合については（注 6）を参照。</p>	<p>(注 6) 法人法の名称とは異なる通称名や略称を定款に使用する場合（例えば、社員総会を「総会」と表記するような場合）には、「法律上の名称」と定款で使用する名称がどのような関係にあるのかを、定款上、明確にする必要があります（留意事項 II 2）。</p> <p><例></p> <p>第 11 条 総会は、社員をもって構成する。</p> <p>2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。</p>	<p>(2) 当該会員が死亡し又は解散したとき。 (3) 総正会員が同意したとき。</p>	<p>(3) 除名されたとき。</p>
<p>(権限)</p> <p>第 12 条 社員総会は、次の事項について決議する。</p> <p><例></p> <p>(1) 社員の除名 (2) 理事及び監事＜並びに会計監査人＞の選任又は解任 <u>(3) 理事及び監事の報酬等の額</u> (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認 (5) 定款の変更 (6) 解散及び残余財産の処分 <(7) 不可欠特定財産の処分の承認> (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項</p> <p>【会計監査人を置かない場合、第 2 号の<>内は不要です。】</p> <p>・理事会を設置する法人の場合、社員総会は、法人法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議することができます（法人法 35 条 2 項）。</p> <p>・法人法の規定により社員総会の決議を必要とする事項について、社員総会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは効力を有せず（法人法 35 条 4 項）、社員総会以外の機関がその決定をくつがえすこととなるような定款の定めを設けることもできません（留意事項 II 5）。</p>	<p>(注 7) 事業計画書や収支予算書等の承認のために、毎事業年度開始前に、社員総会を開催する場合であっても、法人法上は、臨時社員総会の位置付けになります。</p> <p>(注 8) 定款で別段の定めをした場合であっても、社員総会において決議をする事項の全部につき社員が議決権を行使することができない旨の定款の定めは、その効力を有しません。（法人法 48 条 2 項）</p> <p>公益法人は、社員総会において行使できる議決権の数、議決権を行使することができる事項、議決権の行使の条件その他の社員の議決権に関する定款の定めがある場合、その定めが次のいずれにも該当するものでなければなりません（認定法 5 条 14 号ロ）。</p> <p>1) 社員の議決権に関して、当該法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしないものであること。</p> <p>2) 社員の議決権に関して、社員が当該法人に対して提供した金銭その他の財産の価額に応じて異なる取扱いを行わないものであること。</p> <p>(注 9) 社員総会で理事の選任議案を採決する場合には、候補者ごとに決議する方法を採ることが望ましく、定款に、社員総会の議事の運営方法に関する定めの一つとして、「理事の選任議案の決議に際し候補者を一括して採決（決議）すること」を一般的に許容する旨の定めを設けることは許されません（留意事項 II 4）。</p>	<p>(2) 当該会員が死亡し又は解散したとき。 (3) 総正会員が同意したとき。</p> <p>第 4 章 総 会</p> <p>(構 成)</p> <p>第 11 条 総会はすべての正会員をもって構成する。</p> <p>2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。</p> <p>(権 限)</p> <p>第 12 条 総会は、次の事項について決議する。</p> <p>(1) 会員の除名 (2) 理事及び監事の選任又は解任 (3) 理事及び監事の報酬等の規程 (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認 (5) 定款の変更 (6) 解散及び残余財産の処分 (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項並びに理事会の決議により認めた事項</p>	<p>(3) 除名されたとき。</p> <p>第 5 章 総 会</p> <p>(総会の種別)</p> <p>第 17 条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。</p> <p>(構 成)</p> <p>第 18 条 総会は正会員をもって構成する。</p> <p>(総会の議決事項)</p> <p>第 19 条 総会は、この定款において別に定める事項のほか、次の事項を議決する。</p> <p>(1) 定款の変更 (2) 解散 (3) 事業報告及び収支決算 (4) 事業計画及び収支予算 (5) 総会が必要と認めた事項 (6) その他会長が付議した事項</p>
<p>(開催)</p> <p>第 13 条 社員総会は、定期社員総会として毎年度○月に 1 回開催するほか、（○月及び）必要がある場合に開催する。</p> <p>・定期社員総会は、年に 1 回、毎事業年度終了後一定の時</p>	<p>(注 10) 総会の開催</p> <p>第 13 条 総会は、定期総会として毎事業年度終了後 2 月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。</p> <p>2 第 14 条第 2 項の請求があったときは、会長は、その請求のあった日から 6 週間以内に総会を招集し</p>	<p>(総会の開催)</p> <p>第 20 条 通常総会は、毎年事業年度終了後 2 月以内に開催する。</p> <p>2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に、開催する。</p> <p>(1) 理事会が必要と認めたとき。</p>	

<p>期に招集しなければならない（法人法 36 条 1 項）ので、開催時期を定めておくのが望ましいでしょう。他方、臨時社員総会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができます（法人法 36 条 2 項）（注 7）。</p>	<p>(招集)</p>	<p>第 14 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。 2 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法人法 36 条、38 条（社員総会の招集） ・総社員の議決権の 10 分の 1 以上が必要とされますが、定款で 5 分の 1 以下の割合を定めることもできます（法人法 37 条 1 項）。 	<p>(議長)</p> <p>第 15 条 社員総会の議長は、<例 1：当該社員総会において社員の中から選出する、例 2：代表理事がこれに当たる>。</p>	<p>・議長は、社員総会の秩序を維持し、議事を整理し、また、命令に従わない者その他当該社員総会の秩序を乱す者を退場させることができる強い権限を有する（法人法 54 条）ので、その選出方法について定めておくことが通例です</p>	<p>(議決権)</p> <p>第 16 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定款で別段の定めをした場合を除き、社員は各 1 個の議決権を有します（法人法 48 条）（注 8）。 	<p>(決議)</p> <p>第 17 条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法人法 49 条（社員総会の決議） ・公益法人は、定款の定めにより、社員総会の普通決議の 	<p>なければならない。</p>	<p>(招 集)</p>	<p>第 14 条 総会は、法令の別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。 2 総正会員の 10 分の 1 以上の正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。</p>		<p>(2) 正会員の 5 分の 1 以上から、会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。 (3) 第 12 条第 5 項 4 号の規定により、監事から召集の請求があったとき。</p>	<p>(総会の召集)</p>	<p>第 21 条 総会は、会長が召集する。</p>	<p>2 会長は、前条第 2 項第 2 号又は第 3 号の規定による請求があったときは、その請求のあつた日から 30 日以内に臨時総会を召集しなければならない。</p>	<p>3 総会を召集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 10 日前までに通知しなければならない。</p>	<p>(総会の議長)</p>	<p>第 22 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故あるときは、あらかじめ理事会が定めた順序によって副会長又は専務理事がこれに当たる。</p>	<p>(総会の定足数)</p> <p>第 23 条 総会は、正会員の過半数以上の出席がなければ開催することはできない。</p>	<p>(総会の議決)</p>	<p>第 24 条 総会の議事は、この定款の別に定める事項のほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>
---	--------------------	--	---	---	---	--	---	---	--	------------------	---------------------	---	--	---	-----------------------	----------------------------	--	---	-----------------------	---	--	-----------------------	---

<p>決議要件（定足数）を大幅に緩和し、あるいは撤廃することは許されません（留意事項II4）。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の例：3分の2以上に当たる多数をもって行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 社員の除名 (2) 監事の解任 (3) 定款の変更 (4) 解散 <(5) 不可欠特定財産の処分> (6) その他法令で定められた事項 	<p>・総社員の議決権の3分の2以上が必要とされていますが、定款によりこれを上回る割合を定めることもできます (法人法49条2項)。</p> <p>3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならぬ。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 会員の除名 (2) 監事の解任 (3) 定款の変更 (4) 解散 (5) その他法令で定められた事項 <p>3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならぬ。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。</p>	
<p>（議事録）</p> <p>第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。</p>	<p>（注10）法人法では、議決権の代理行使（50条）、書面による議決権の行使（51条）、電磁的方法による議決権の行使（52条）、社員総会の決議の省略（58条）、社員総会への報告の省略（59条）等が定められており、その手続について定款に規定しておくこともできます。</p>	<p>（議決権の代理行使）</p> <p>第18条 正会員は、他の正会員を代理人として総会の議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員は、あらかじめ、代理権を証明する書面として委任状を学会に提出しなければならない。</p>	<p>（総会の書面表決等）</p> <p>第25条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。</p>
<p>（議事録）</p> <p>第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。</p>	<p>（注11）代表権のない者（代表権を有しない理事を含む）に対し、「理事長」など法人を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合は、法人が表見代表ないし表見代理の責任を負う可能性があります（法人法82条、民法110条等）（留意事項II1）。</p>	<p>（議事録）</p> <p>第19条 総会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長及び議長が指名する出席者2名以上が記名押印する。</p>	<p>（総会の議事録）</p> <p>第26条 総会における議事の経過及びその結果は、議事録に記載し、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名押印しなければならない。</p>
<p>第5章 役員<及び会計監査人></p> <p>・社員総会に関するこのほかの記載事項については、（注10）を参照。</p>	<p>（注12）公益社団法人において、理事会のみで代表理事の選定等を行うこととせず、代表理事の選定等の過程に社員総会を関与させることとする場合には、理事会によるガバナンスの確保を図ることとした法人法の趣旨を踏まえ、理事会の法定の権限である代表理事の選定及び解職権限を実効的に担保することができる内容の定款の定めを設けることが望ましいでしょう（留意事項II7）。</p>	<p>（役員）</p> <p>第20条 この法人は次の役員を置く。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 理事 25名以上30名以内 (2) 監事 2名以内 <p>2 理事のうち1名を会長とし、会長を法人法上の代表理事とする。</p> <p>3 会長以外の理事のうち2名以内を副会長とする。</p> <p>4 会長及び副会長以外の理事のうち1名を専務理事とする。</p>	<p>（第4章 役員及び顧問）</p> <p>（役員）</p> <p>第10条 この法人は次の役員を置く。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 理事 25名以上30名以内（うち、会長1名、副会長2名、専務理事1名） (2) 監事 2名
<p>（役員<及び会計監査人>の設置）</p> <p>第19条 この法人に、次の役員を置く。</p>			

<p>る。</p> <p><4_この法人に会計監査人を置く。></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益法人は、理事会を置かなければならないため、監事を設置し、理事も3名以上でなければなりません。監事を設置するには定款の定めが必要です（認定法5条14号ハ、法人法60条2項、61条、65条3項）。 ・理事会は、理事の中から代表理事を選定しなければなりません（法人法90条3項）（注11）。 ・ 	<p><例1></p> <p>第〇条 理事会は、代表理事を選定及び解職する。この場合において、理事会は、社員総会の決議により代表理事候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。</p>	<p>5 第3項の副会長及び第4項の専務理事をもつて法人法上の業務執行理事とする。</p>	
<p>(役員及び会計監査人)の選任)</p> <p>第20条 理事及び監事並びに会計監査人は、社員総会の決議によって選任する。</p> <p>2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。</p> <p>【会計監査人を置かない場合、<>内は不要です。】</p>	<p>(注13) 法人法の名称とは異なる通称名や略称を定款に使用する場合（例えば、代表理事を「理事長」と表記するような場合）には、「法律上の名称」と定款で使用する名称がどのような関係にあるのかを、定款上、明確にする必要があります（留意事項II2）。</p> <p><例>代表理事、業務執行理事の役職名を、理事長、常務理事とする場合の例</p> <p>2 理事のうち1名を理事長、○名を常務理事とする。</p> <p>3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。</p>	<p>(役員の選任)</p> <p>第21条 理事及び監事は総会の決議によって選任する。</p> <p>2 会長、副会長、及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。</p> <p>3 理事又は監事が欠けたときは、補欠を選任することができます。この場合、その選任については、第1項の規定を準用する。</p> <p>4 会長が欠けたときは、第30条第2項の規定に従って理事会を開催し、理事会の決議によって理事の中から会長を選定する。</p> <p>5 監事は、学会の理事又は使用人を兼ねることができない。</p>	<p>(役員の選任)</p> <p>第11条 役員は正会員の中から別に定める規則による選挙を経て、総会の承認により選任する。</p> <p>2 会長、副会長、専務理事は、理事会において互選する。</p> <p>3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。</p> <p>4 理事のいずれか1名とその親族その他特別の関係にある者の数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。又、同一業界の関係者の数は、理事現在数の2分の1を超えてはならない。</p>
<p>・公益社団法人において代表理事の選定等の過程に社員総会を開催させる場合については、（注12）を参照。</p> <p>・代表理事等の名称を定款において「理事長」等の通称名で規定する場合については（注13）を参照。</p> <p>・役員の定数は、「○○名以上○○名以内」というように上限と下限を設けることもできます。</p> <p>・公益法人は、貸借対照表の負債の部の額等が、政令で定める基準（認定法施行令6条）以下の場合を除き、会計監査人を置かなければならず、その旨を定款に規定する必要があります（認定法5条12号、法人法60条2項）</p> <p>(注14) (注15)。</p> <p>・公益法人における理事等の構成については、（注16）を参照。なお、理事の構成等と租税特別措置法第40条の関係については、（注17）を参照。</p>	<p>(注14) 一般法人であっても、大規模一般社団法人（貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上である一般社団法人）については、会計監査人を置かなければならず、その旨を定款に規定する必要があります（法人法2条2号、60条2項、62条）。</p> <p>(注15) 旧社団法人の定款における会計監査人を置く旨の定めは、法人法上の会計監査人を置く旨の定めとしては効力を有しないので、移行前に定款を変更して法人法上の会計監査人を設置している場合を除いて、定款変更の案の作成に当たっては、旧定款の会計監査人に関する規定を削除した上で、新たに会計監査人に関する規定を新設するという形にする必要があります（整備法80条3項）。</p> <p>(注16) 公益法人は、理事の構成について、次の制限が課されます。これらについて、必ずしも定款で定める必要はありませんが、遵守するための手続を決めておくことが重要と考えられます。監事が複数名いる場合についても同様です。</p> <p>(1) 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えるものであってはなりません（認定法5条10号）。</p> <p>(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えるものであってはなりません（認定法5条11号）。</p> <p>(注17) 個人が公益法人に対して財産の寄附をした場合において、一定の要</p>	<p>(理事の職務及び権限)</p> <p>第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。</p> <p>2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。副会長及び専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。</p>	<p>(役員の職務)</p> <p>第12条 会長は、この法人を代表し、会務を総理する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。</p> <p>3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会から委任された事項と、事務局を統括して</p>
<p>(理事の職務及び権限)</p> <p>第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。</p> <p>2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、<例：理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。></p> <p>・理事は、理事会において、一定の取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければなりません（法人</p>			

<p>法 84 条、92 条)。</p> <ul style="list-style-type: none"> 複数理事間の職務権限分掌関係を定めておくことは、法令上必須ではありませんが、ガバナンス確保上重要と考えられます(注 18)。 	<p>件を満たし国税庁長官の承認を受けたときは、その譲渡所得等に係る所得税は非課税となります(租税特別措置法 40 条)が、この承認を受けるためには、公益法人の定款において、法人法及び認定法により記載しなければいけない事項のほか、次に掲げる要件を満たしていることが必要となります(租税特別措置法、同法施行令、関係通達等)。</p>		<p>会務を処理する。</p>
<p>(監事の職務及び権限)</p> <p>第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。</p> <p>2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p> <p>・法人法 99 条 1 項、2 項(監事の権限)。このほかの監事の職務、権限等については、(注 19)を参照。</p>	<p>1) 定款において、その理事、監事、評議員その他これらの方に準ずるもの(以下「役員等」という。)のうち親族関係を有する者及びこれらと次に掲げる特殊の関係がある者(以下「親族等」という。)の数がそれぞれの役員等の数のうちに占める割合は、いずれも 3 分の 1 以下とする旨の定めがあること。</p> <p>イ 当該親族関係を有する役員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者</p> <p>ロ 当該親族関係を有する役員等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産により生計を維持しているもの</p> <p>ハ イ又はロに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの</p> <p>ニ 当該親族関係を有する役員等及びイからハまでに掲げる者のほか、次に掲げる法人の法人税法第 2 条第 15 号に規定する役員(①において「会社役員」という。)又は使用人である者</p> <p>①当該親族関係を有する役員等が会社役員となっている他の法人</p> <p>②当該親族関係を有する役員等及びイからハまでに掲げる者並びにこれらの者と法人税法第 2 条第 10 号に規定する政令で定める特殊の関係のある法人を判定の基礎にした場合に同号に規定する同族会社に該当する他の法人</p> <p>2) 定款において、公益法人が解散した場合にその残余財産が国若しくは地方公共団体又は租税特別措置法 40 条 1 項に規定する公益法人等に帰属する旨の定めがあること。</p> <p>3) 贈与又は遺贈に係る財産が贈与又は遺贈をした者又はこれらの者の親族が法人税法第 2 条第 15 号に規定する役員となっている会社の株式又は出資である場合には、その株式又は出資に係る議決権の行使に当たっては、あらかじめ理事会において理事総数(理事現在数)の 3 分の 2 以上の同意を得ることを必要とすること。</p> <p>(注 18)「代表理事に事故がある場合は、代表理事が予め定める順番で理事が代表理事の職務を代行する」旨の定款の定めは、理事会の代表理事の選定権限を奪い、(将来の)代表理事の選定を代表理事が行うことを許容するものとなるため無効です(留意事項 II 7)。</p> <p>(注 19)子法人への調査権(99 条 3 項)、理事への報告義務(100 条)、理事会への出席義務等(101 条)、社員総会に対する報告義務(102 条)、理事の行為の差止め(103 条)、理事との間の訴えにおける法人の代表(104 条)等</p>	<p>(監事の職務及び権限)</p> <p>第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。</p> <p>2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p>	<p>4 理事は、理事会を構成し、定款又は総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。</p> <p>5 監事は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) この法人の会計を監査すること。</p> <p>(2) 理事の業務執行状況を監査すること。</p> <p>(3) 会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会又は内閣総理大臣に報告すること。</p> <p>(4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会の召集を請求すること。</p>
<p>< (会計監査人の職務及び権限)</p> <p>第 23 条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書を監査し、会計監査報告を作成する。</p> <p>2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。</p> <p>(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面</p> <p>(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの></p> <p>【会計監査人を置かない場合は、第 23 条は不要です。】</p> <p>・法人法 107 条 1 項、2 項(会計監査人の権限等)。このほかの会計監査人の職務、権限等については、(注 20)を参照。</p>			
<p>(役員<及び会計監査人>の任期)</p> <p>第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。</p>		<p>(役員の任期)</p> <p>第 24 条 役員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。</p> <p>2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年</p>	<p>(役員の任期)</p> <p>第 13 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 役員の任期の始期は、選任された総会の翌日とする。</p>

<ul style="list-style-type: none"> 理事の任期は、定款又は社員総会の決議によって短縮することもできます（法人法 66 条）。 <ul style="list-style-type: none"> 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。 監事の任期は、定款によって、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとすることを限度として短縮することもできます（法人法 67 条）。 <p><u>3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4 理事又は監事は、第 19 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人法 75 条 1 項（役員に欠員を生じた場合の措置） <p><5 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、その定時社員総会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。></p> <p>【会計監査人を置かない場合、<>内は不要です。】</p> 法人法 69 条（会計監査人の任期） <p>(役員<及び会計監査人>の解任)</p> <p>第 25 条 理事及び監事<並びに会計監査人>は、社員総会の決議によって解任することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人法 70 条 1 項（解任） <p><2 監事は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、(監事全員の同意により、) 会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び</p> 	<p>(注 20) 子法人への調査権（107 条 3 項）、監事に対する報告（108 条）、定時社員総会における意見の陳述（法人法 109 条）等</p>	<p>度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。</p> <p>3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</p> <p>4 理事又は監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。</p>	<p>3 役員の辞任又は任期が終了した場合に、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行う。</p> <p>4 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする</p> <p>(役員の報酬)</p> <p>第 14 条 理事及び監事は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。</p> <p>(役員の解任)</p> <p>第 25 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。</p> <p>(役員の解任)</p> <p>第 15 条 役員が次の各号の一に該当する場合は、総会において 3 分の 2 以上の議決に基づき、解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明を与えなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認められるとき。 (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき。
--	---	--	---

<p>(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。> 【会計監査人を置かない場合、<>内は不要です。】</p>	<p>・法人法 71 条 (監事による会計監査人の解任) (報酬等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事及び監事の報酬等の考え方については、(注 21) を参照。 	<p>(注 21) 理事及び監事の報酬等に関しては、 (A) 無報酬では経済的余裕がある者しか参加できず、あるいは業務に専念してもらえないことから、職務執行の対価として、その責任に見合った報酬を支払うべきとする考え方 (B) 他方、非営利・公益法人である以上、自主的に無償で社会貢献するものであり、原則的には無報酬であるとの考え方 があると考えられます。</p>	<p>(役員の報酬) 第 26 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。</p>
<p>(A)</p> <p>第 26 条 理事及び監事に対して、<例：社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を>報酬等として支給することができる。</p>	<p>・理事及び監事の報酬等について、定款にその額を定めていないときは、社員総会の決議によって定める必要があります (法人法 89 条、105 条 1 項)。</p>	<p>(注 22) 法人法では、代表理事に欠員が生じた場合の措置 (79 条)、理事の職務執行状況の報告 (91 条 2 項) 等が定められており、その手続について定款に規定しておくこともできます。</p>	<p>(役員の報酬) 第 14 条 理事及び監事は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができます。</p>
<p>(B)</p> <p>第 26 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、<例：社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を>報酬等として支給することができる</p>	<p>・公益法人は、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、本当に高額なものとならないよう、理事及び監事の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めた報酬等の支給の基準を定め、公表しなければなりません (認定法 5 条 13 号、20 条 2 項)。</p>	<p>(注 23) 公益法人において、役員 (理事及び監事) 以外の者に対して、法律上の権限はないが、権限を有するかのような誤解を生じさせる名称 (役職) を付す場合には、原則として、定款に、その名称、定数、権限及び名称を付与する機関 (社員総会、理事会など) についての定めを設けることが望ましいでしょう (留意事項 II 1)。</p> <p><例> (相談役)</p> <p>第〇条 この法人に、任意の機関として、1 名以上 3 名以下の相談役を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 相談役は、次の職務を行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 代表理事の相談に応じること (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること 3 相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。 4 相談役の報酬は、無償とする。 	<p>(役員の損害賠償責任の一部免除) 第 27 条 理事及び監事が、その任務を怠り、この法人に損害を生じたとき、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合においては、法人法第 1133 条第 1 項に定める額を限度として、理事会 (当該責任を負う理事を除く。) の過半数の決議によって免除することができる。</p>
<p><2 会計監査人に対する報酬等は、監事の (過半数の) 同意を得て理事会において定める。> 【会計監査人を置かない場合、<>内は不要です。】</p>	<p>・法人法 110 条 (会計監査人の報酬等の決定に関する監事の関与)</p> <p>・役員に関するこのほかの記載事項については、(注 22) を参照。</p> <p>・公益法人において、役員 (理事及び監事) 以外の者に、一定の名称を付する場合については、(注 23) を参照。</p>	<p>(注 24) 旧社団法人の定款における理事会を置く旨の定めは、法人法上の理事会を置く旨の定めとしては効力を有しないので、移行前に定款を変更して法人法上の理事会を設置している場合を除いて、定款変更の案の作成に当たっては、旧定款の理事会に関する規定を削除した上で、新たに理事会に関する規定を新設するという形にする必要があります (整備法 80 条 3 項)。</p>	<p>(顧問) 第 16 条 この法人に顧問を置くことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 顧問は名誉会員の中から理事会の推薦により、総会の議決を経て、会長が委嘱する。 3 顧問は、会長の諮問により理事会に出席し、意見を述べることができます。 4 顧問の委嘱期間は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

<p>第6章 理事会</p> <p>(構成)</p> <p>第27条 この法人に理事会を置く。</p> <p>2 理事会は、すべての理事をもって構成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益社団法人は理事会を置かなければならず（認定法5条14号ハ）、定款に規定する必要があります（法人法60条2項）（注24）。 	<p>(注25) 理事会に代理人が出席して議決権を行使することを定めることは認められませんし、理事が理事会に出席することなく書面等によって理事会の議決権を行使することも認められません。また、理事が一堂に会することなく、議案の賛否について個々の理事の賛否を個別に確認する方法で、過半数の理事の賛成を得て決議するようないわゆる持ち回り決議も認められません（仮に、理事会の決議方法として、代理人による議決権の行使、書面による議決権の行使又は持ち回り決議を許容する旨の定款の定めを設けたとしても無効な定めとなります）。</p>	<p>第6章 理事会</p> <p>(構成)</p> <p>第28条 この法人に理事会を置く。</p> <p>2 理事会は、すべての理事をもって構成する。</p>	<p>第6章 理事会</p> <p>(理事会)</p> <p>第27条 理事会は、毎年2回以上会長が召集する。</p> <p>(理事会の構成)</p> <p>第28条 理事会は、理事をもって構成する。</p>
<p>(権限)</p> <p>第28条 理事会は、次の職務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) この法人の業務執行の決定 (2) 理事の職務の執行の監督 (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職 <ul style="list-style-type: none"> ・法人法90条2項（理事会の権限等） 	<p>なお、遠方に所在する等の理由により現に理事会の開催場所に赴くことができない理事が当該理事会に参加するため、例えば、電話会議やテレビ会議のように、各理事の音声が即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同等に適時的確な意見表明が互いにできることにより、相互に十分な議論を行うことができる方法であれば理事会を開く場所が物理的に同一の場所である必要はなく、このような方法による議決権の行使は、有効な議決権の行使となります。</p> <p>また、(注26)のとおり、理事会の決議の省略ができる場合があります。（留意事項II8）</p>	<p>(権限)</p> <p>第29条 理事会は、次の職務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) この法人の業務執行の決定 (2) 理事の職務の執行の監督 (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職 	<p>(招集)</p> <p>第30条 理事会は、会長が招集し、議長は会長がこれに当たる。</p> <p>2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序によって副会長又は専務理事が理事会を招集し、議長は招集した副会長又は専務理事がこれに当たる。</p>
<p>(決議)</p> <p>第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過半数を上回る割合を定款で定めることもできます（法人法95条1項） ・特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができません（法人法95条2項）。 ・理事会については、代理人による議決権の行使、書面による議決権の行使は認められません（注25）。 ・可否同数の場合に、議長に2票を与えることになるような定款の定めをすることはできません（留意事項II8）。 	<p>(注26) 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす旨を定款で定めることができます（法人法96条）。</p> <p>(注27) 法人法では、理事会への報告の省略（98条）等が定められており、これを定款に規定しておくこともできます。また、法人法に定められていない理事会の議長などの事項について、理事会のガバナンス確保の観点から、定款で規定しておくか、定款で下位の規則に委任しておくことも考えられます。</p> <p>(注28) 法人の運営に際し、法律に根拠のない任意の機関（会議体）を定款に設けて運営する場合には、当該の名称、構成及び権限を明確にし、法律上の機関である理事会等の権限を奪うことのないように留意する必要があります（留意事項II2）。</p> <p><例>（企画・コンプライアンス委員会）</p>	<p>(決議)</p> <p>第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。</p>	<p>(理事会の議決事項)</p> <p>第29条 理事会は、この定款において別に定める事項のほか、次の事項を議決する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 総会に付議すべき事項 (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項 (3) その他総会の議決を要しない会務に関する事項
<p>2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事会の決議の省略については、(注26)を参照。 	<p>第○条 この法人に、企画・コンプライアンス委員会を置く。</p> <p>2 前項の委員会は、業務執行理事1名、理事1名、事務局員1名で構成する。</p> <p>3 第1項の委員会は、次に掲げる事項を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) この法人の業務運営の年間計画案を策定し、理事会に提出すること 	<p>(議事録)</p> <p>第32条 理事会の議事については、法令で定めると</p>	

<p>ろにより、議事録を作成する。</p> <p>2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。</p>	<p>(2) この法人の理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要な体制の運用及び改善について、理事会に参考意見を提出すること</p>	<p>ころにより、議事録を作成する。</p> <p>2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。</p>	<p>(理事会の定足数)</p> <p>第30条 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・定款で、記名押印する者を、当該理事会に出席した代表理事及び監事とすることもできます(法人法95条3項)。 ・理事会に関するこのほかの記載事項については、(注27)を参照。 ・法律にない任意の(合議)機関を設ける場合については、(注28)を参照。 	<p>(3) この法人の事業に従事する者からの法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、公益通報の窓口を設置・運用し、管理すること</p> <p>4 第1項の委員会の委員は、理事会において選任及び解任する。</p> <p>5 第1項の委員会の議事の運営の細則は理事会において定める。</p>	<p>(部会)</p> <p>第33条 会長は、この法人の業務の円滑な執行を図るために、理事会の議決を経て、部会をおくことができる。</p> <p>2 部会に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。</p>	<p>(理事会の議決等)</p> <p>第31条 理事会には、この定款に別に定める事項のほか、第22条、24条、25条及び26条の規定を準用する。</p> <p>この場合において、これらの条文中「総会」及び「正会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。</p>
<p>第7章 資産及び会計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の会計は、行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うこととされており(法人法119条)、公益法人については、事業等ごとの区分経理が必要とされます(認定法19条など)。 	<p>(注29) 社団法人においては、基本財産に関する法令上の定めはありませんが、不可欠特定財産がある場合には、計算書類上、基本財産として表示することとされています(公益認定等ガイドライン5条16号関係)。一方、公益法人会計基準(平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会)では、「定款において基本財産と定められた資産」を基本財産として表示することとされているため、定款上、法律に基づかない任意の財産区分としての「基本財産」として不可欠特定財産を記載するのが望ましいでしょう。</p> <p>(注30) 会計監査人を置いていない場合</p>	<p>第34条 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産として、別表の財産をこの法人の基本財産とする。</p> <p>2 前項の財産は、総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。</p>	<p>(第7章 資産及び会計)</p> <p>(財産の構成)</p> <p>第32条 この法人の財産は、次の各号をもって構成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 会費 (2) 贊助会費 (3) 寄付金品 (4) 財産から生じる収入 (5) 事業に伴う収入 (6) その他の収入
<p><u>(基本財産)</u></p> <p><u>第32条 別表の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産であり、この法人の基本財産とする。</u></p> <p><u>前項の財産は、<u>例:(社員総会において別に定めるところにより)この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。</u></u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産(不可欠特定財産)があるときは、その旨並びにその維持及び处分の制限について必要な事項を定款で定めている必要があります(認定法5条16号)。 ・不可欠特定財産と社団法人における「基本財産」に関しては、(注29)を参照。 	<p><例>第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 損益計算書(正味財産増減計算書) (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書 (6) 財産目録 <p><(7) キャッシュ・フロー計算書> (注31)</p> <p>2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号(及び第7号)の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。</p> <p>3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間(、また、従たる事務所に3年間)備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款(を主</p>	<p>(事業年度)</p> <p>第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。</p> <p>(事業計画及び収支予算)</p> <p>第36条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金</p>	<p>(資産の種別)</p> <p>第33条 この法人の資産は次の2種とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 基本財産 総会において、基本財産に繰り入れることを議決された財産。 (2) 運用財産 会費、事業に伴う収入、財産から生じる収入、寄付金その他基本財産以外の財産。 <p>(基本財産の処分に関する制限)</p> <p>第34条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することはできない。ただし、やむを得ない理由があるときは、総会の議決を経て、かつ内閣総理大臣の承認を受けてその一部を処分し、又は担保に供することができる。</p>
<p><u>(事業年度)</u></p> <p><u>第33条 この法人の事業年度は、毎年○月○○日に始まり翌年○月○○日に終わる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業年度は、必要的記載事項です(法人法11条1項7 			

<p>号)。なお、事業年度は1年(事業年度の末日を変更する場合における変更後の最初の事業年度については1年6箇月)を超えることができません(法人法施行規則29条)。</p>	<p>たる事務所及び従たる事務所に)、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>(1) 監査報告 (2) 理事及び監事の名簿 (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類 (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類</p> <p>(注31) キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には、計算書類と同様に社員総会の承認(報告)の手続が必要になります(認定法施行規則33条)。なお、会計監査人の設置が義務付けられている法人(認定法5条12号、認定法施行令6条)は、キャッシュ・フロー計算書を作成しなければなりません(認定法施行規則28条1号)。</p> <p>(注32) 基金は、剩余金の分配を目的としないという社団法人の基本的性格を維持しつつ、その活動の原資となる資金を調達し、その財産的基礎の維持を図るための制度です。この基金制度は、個々の法人の判断により、任意に採用することができますが、基金の募集を行うためには、まず、定款に「基金を引き受ける者の募集をすることができる旨」のほか、「基金の拠出者の権利に関する規定」及び「基金の返還の手續」を定めることが必要です(法人法131条)。なお、現行の民法法人でも、何らかの事業を実施するために保有する財産に「〇〇基金」といった名称を付している例がありますが、法人法上の基金には該当しませんので、注意が必要です。</p> <p><例1> 第〇条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。</p> <p>2 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。</p> <p>3 基金の返還の手續については、返還する基金の総額について定時社員総会の決議を経るものとするほか、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を理事会において別に定めるものとする。</p> <p><例2> 第〇条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。</p> <p>2 拠出された基金は、この法人が解散するまで返還しない。</p> <p>3 基金の返還の手續については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第236条の規定に従い、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。</p> <p>(注33) 公益認定を受けた後、公益目的事業の種類又は内容の変更(軽微な変更を除く。)などに係る定款の変更をしようとするときには、変更の認定を行政庁から受けなければならず、それ以外の定款の変更についても、行政庁に届出をしなければなりません(認定法11条1項、13条1項3号)。</p> <p>(注34) 一般法人のうち、非営利性が徹底された法人、共益的活動を目的とする法人については、収益事業についてのみ課税されることとなります。</p>	<p>調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。</p> <p>2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p>	<p>(資産の管理・運用)</p> <p>第35条 資産は、会長が管理し、その方法は理事会の議決による。</p> <p>(経費の支弁)</p> <p>第36条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。</p>
<p>(事業計画及び収支予算)</p> <p>第34条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始日の前日までに、代表理事が作成し、<例1: 理事会の承認、例2: 理事会の決議を経て、社員総会の承認>を受けなければならない。これを見える場合も、同様とする。</p> <p>2 前項の書類については、主たる事務所(及び従たる事務所)に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p>	<p>・法人法には事業報告と決算に関する規定しかなく、事業計画及び収支予算に関する定めはありませんが、認定法では事業計画書、収支予算書等の作成・備置きが求められており(認定法21条)、また、法人の業務執行におけるガバナンス確保の観点から、これらの事項についても定款で規定しておくことが望ましいでしょう。</p>	<p>(事業報告及び収支決算)</p> <p>第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 損益計算書(正味財産増減計算書) (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書 (6) 財産目録</p> <p>2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号の書類については定時総会に報告し、第3号、第4号及び第6号の書類については定時総会の承認を受けなければならない。</p> <p>3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>(1) 監査報告 (2) 理事及び監事の名簿 (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類 (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類</p>	<p>(借入金)</p> <p>第39条 この法人が借入金をしようとする場合は、その事業年度の収入額を上限とする借入金であって、当該返済期間が1年以内のものを除き、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ内閣総理大臣に届けなければならない。</p> <p>(事業年度)</p> <p>第40条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。</p>
<p>(事業報告及び決算)</p> <p>【会計監査人を置いている場合の例】(注30)</p> <p>第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎</p>	<p>年開催される定時総会に報告し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号の書類については定時総会に報告し、第3号、第4号及び第6号の書類については定時総会の承認を受けなければならない。</p> <p>3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>(1) 監査報告 (2) 理事及び監事の名簿 (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類 (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類</p>	<p>(事業計画及び収支予算)</p> <p>第37条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、当該事業年度の開始前に会長が作成し、理事会及び総会においてそれぞれ出席理事及び出席正会員の3分の2以上の議決を得なければならない。</p> <p>2 ただし、やむを得ない事情があるため当該事業年度開始前に総会を開催できない場合にあっては、総会の議決を得るまでの間、理事会の議決を経て予算執行することを妨げない。この場合、当該事業年度開始の日から2月以内に通常総会の議決を得るものとする。</p> <p>3 第1項の議決を得た事業計画書及び収支予算書は、当該事業年度開始前に内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、事業年度開始後2月以内に提出することができる。</p> <p>4 第1項の事業計画書及び収支予算書の変更是、理事会の定めるところによりこれを行い、</p>	

<p>書) の附属明細書 (6) 財産目録 <(7) キャッシュ・フロー計算書></p>	<p>(1) 非営利性が徹底された法人の要件 (法人税法施行令第3条第1項) ①定款に剩余金の分配を行わない旨の定めがあること <例> 第〇条 この法人は、剩余金の分配を行うことができない。</p>		<p>速やかに内閣総理大臣に提出しなければならない。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・法人法 123 条～127 条 (計算書類等)、認定法 21 条 (財産目録の備置き及び閲覧等) ・毎事業年度経過後 3箇月以内に、財産目録等を行政庁に提出することが義務付けられています (認定法 22 条 1項、認定法施行規則 38 条) ・キャッシュ・フロー計算書の承認 (報告) 手続については、(注 31) を参照。 	<p>(2) 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号、第 6 号及び第 7 号の書類については、定時社員総会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 48 条に定める要件に該当しない場合には、第 1 号の書類を除き、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。</p>		<p>(事業報告及び収支決算) 第 38 条 この法人の事業報告書及び収支決算書は、会長が事業年度終了後遅滞なくこれを作成し、監事の監査を受け、理事会及び総会においてそれぞれ出席理事及び出席正会員の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・法人法施行規則 48 条 (計算書類の承認の特則に関する要件) 	<p>(3) 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間 (、また、従たる事務所に 3 年間) 備え置き、一般的閲覧に供するとともに、定款 (を主たる事務所及び従たる事務所に)、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般的閲覧に供するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 監査報告 (2) 会計監査報告 (3) 理事及び監事の名簿 (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類 (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類 	<p>(4) 定款に会員が負担すべき金銭の額 (会費) の定め又はこの額を社員総会の決議により定める旨の定めがあること (5) 主たる事業として収益事業を行っていないこと (6) 定款に特定の個人又は団体に剩余金の分配を受ける権利を与える旨の定めがないこと (7) 定款に解散時の残余財産が特定の個人または団体 (一定の公益的な団体等を除く。) に帰属する旨の定めがないこと (8) 特定の個人又は団体に特別の利益を与えたことがないこと (9) 理事及びその親族等である理事の合計数が理事の総数の 3 分の 1 以下であること</p>	<p>2 前項の承認を受けた事業報告書及び収支決算書は、当該事業年度終了後 3 月以内に内閣総理大臣に報告しなければならない。 この場合において、資産の総額に変更があったときは、2 週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・法人法 14 条 (定款の備置き及び閲覧等)、32 条 (社員名簿の備置き及び閲覧等)、129 条 (計算書類等の備置き及び閲覧等)、認定法 21 条 (財産目録の備置き及び閲覧等) ・従たる事務所については、備置き等が不要な場合があります (法人法 14 条 3 項、129 条 2 項、認定法 21 条 6 項)。 	<p>(注 35) 法令上の規定はありませんが、一定規模以上の法人にあっては事務局が設置されていることが多い、その組織及び運営に関する事項について定款で規定しておくこともできます。また、法人の根本規則である定款だけでは対応困難な技術的、専門的事項について、下位の規則に委ねる場合に、その根拠規定を定款に定めておくこともできます。</p> <p>(注 36) 一般法人に移行する場合 (1) <例> この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。</p> <p>(注 37) これらの代表理事の選定等 (氏名を記載した定款の変更の案の決議) は、法人法の施行日 (平成 20 年 12 月 1 日) より前には、行うことができませんが、移行認定 (移行認可) の申請に当たっては、定款の変更の案の</p>	<p>(公益目的取得財産残額の算定) 第 38 条 会長は、認定法施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。</p>	
<p>(公益目的取得財産残額の算定) 第 36 条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人</p>			

<p>の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第5号の書類に記載するものとする。</p>	<p>決議がなされていれば、申請時に代表理事の選定がなされていなくても、申請自体は可能です。この場合、申請後に代表理事の選定等を行い、行政庁に対して役員等就任予定者の氏名等を記載した書類に代表理事を追加したものなどの必要書類を速やかに提出するようしてください。</p>	<p>(基 金)</p> <p>第39条 学会は、法人法第131条に基づく基金を引き受ける者の募集をすることができる。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・認定法30条（公益認定の取消し等に伴う贈与）、認定法施行規則48条（各事業年度の末日における公益目的取得財産残額） ・基金については、（注32）を参照。 	<p>(注38) 一般法人に移行する場合（2）</p> <p><例> 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。</p>	<p>2 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。</p> <p>3 基金の返還の手続きについては、返還する基金の総額について定時総会の決議を経るものとするほか、基金の返還を行う場所及び方法その他必要な事項を理事会において別に定めるものとする。</p>	
<p>第8章 定款の変更及び解散</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(定款の変更)</p> <p>第37条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・社団法人は、社員総会の特別決議（法人法49条第2項）によって定款を変更することができます（法人法146条）が、定款は法人の根本規則であり、社員等に重大な影響を与えるおそれがあることから、その変更に関する規定を置き、社員等に対して明らかにしておくことが望ましいでしょう（注33）。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(解散)</p> <p>第38条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・社団法人の解散事由は、法定されています（法人法148条）。解散は社員等に重大な影響が及ぶことから、定款上も明らかにしておくことが望ましいでしょう。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(公益認定の取消し等に伴う贈与)</p> <p>第39条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・認定法5条17号（公益認定の取消し等に伴う贈与）。具</p> </div>	<p>(注38) 一般法人に移行する場合（2）</p> <p><例> 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。</p>	<p>(定款の変更)</p> <p>第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。</p>	<p>第8章 定款の変更及び解散</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第41条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。</p>
<p>(解 散)</p> <p>第42条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p>	<p>(解 散)</p> <p>第41条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。</p>	<p>(解 散)</p> <p>第42条 この法人を解散しようとするときは、総会において、正会員総数の4分の3以上の議決を経て、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。</p>	
	<p>(公益認定の取消し等に伴う贈与)</p> <p>第42条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p>		

<p>体的な贈与先が単数である必要はなく、複数指定することも可能です。また、認定法5条17号に掲げる者とのみ定めることでも足ります（認定法5条17号、認定法施行令8条、公益認定等ガイドライン5条17号関係）。</p>		
<p>(残余財産の帰属)</p> <p><u>第40条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</u></p>	<p>（残余財産の帰属）</p> <p>第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p>	<p>（残余財産の処分）</p> <p>第43条 この法人が解散するときに有する残余財産は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、内閣総理大臣の許可を受けて、この法人と類似の目的を持つ他の公益法人に寄付するものとする。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・認定法5条18号（残余財産の帰属）。公益認定の取消し等に伴う贈与の場合と同様です。 ・定款における残余財産の定めと租特別措置法第40条との関係については、（注17）を参照。 ・一般法人に移行する場合における残余財産の定めと法人税法上の取扱いとの関係については、（注34）を参照。 <p>第9章 公告の方法</p> <p>(公告の方法)</p> <p><u>第41条 この法人の公告は、</u></p> <p><例1：官報に掲載する方法></p> <p><例2：東京都において発行する〇〇新聞に掲載する方法></p> <p><例3：電子公告></p> <p><例4：主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法></p> <p>により行う。</p> <p><例3の場合></p> <p>事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、<例：東京都において発行する〇〇新聞に掲載する方法>による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人法331条（公告方法） ・公告方法は、必要的記載事項です（法人法11条1項6号）。 ・定款のこのほかの記載事項については、（注35）を参照。 	<p>（公告の方法）</p> <p>第44条 この法人の公告は、電子公告により行う。</p> <p>2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。</p>	<p>(備え付け書類及び帳簿)</p> <p>第45条 事務局には、常に次の書類及び帳簿を備えておかなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 定款 (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類 (3) 理事、監事及びその他職員の名簿及び履歴書 (4) 許可、認可及び登記に関する書類 (5) 定款に定める機関の議事に関する書類 (6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類 (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類 (8) その他必要な書類及び帳簿 <p>2 前項の書類及び帳簿は、永久保存しなければならない。ただし、前項第5号、第6号及び第7号の書類は10年以上、第8号の書類及び帳簿は、3年以上保存するものとする。</p>

<p>附 則</p> <p>1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。</p> <p>【一般法人に移行する場合については、(注36)を参照】</p>	<p>2 この法人の最初の代表理事は○○○○<、会計監査人は○○○○>とする。</p> <p>【会計監査人を置かない場合、<>内は不要です。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人法施行後、移行前に定款を変更して法人法上の代表理事、会計監査人を置いている場合を除き、移行後最初の代表理事、会計監査人は、定款の変更の案に氏名を直接記載する方法により選定（選任）する必要があります (注37)。 <p>3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。</p> <p>【一般法人に移行する場合については、(注38)を参照】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備法施行規則2条（計算書類等の作成に係る期間） ・移行認定（認可）の申請においては、「設立時社員の氏名又は名称及び住所」（法人法11条1項4号）を定款の変更の案に記載する必要はありません。 <p>別表 基本財産（第32条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>財産種別</th> <th>場所・物量等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>美術品</td> <td>絵画〇点 〇年〇月以前取得</td> </tr> </tbody> </table>	財産種別	場所・物量等	美術品	絵画〇点 〇年〇月以前取得	<p>第11章 補 則 (事務局及び職員)</p> <p>第45条 この法人の事務を処理するため事務局を設け、有給の職員を置くことができる。</p> <p>(細則等の規定)</p> <p>第46条 この定款施行に必要な細則その他の規程については、理事会の決議により別に定める。</p>	<p>第10章 補 則</p> <p>第46条 この定款施行について、必要な事項は理事会の議決を経て、会長が別に定める。</p> <p>附 則（昭和63年3月11日）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この定款は、この法人の設立許可があった日から施行する。 2 この法人の設立初年度の役員は、この定款の定めにかかわらず、設立総会の定めによることとし、その任期は、昭和63年度通常総会終了の日までとする。 3 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、この定款の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによる。 4 この法人の設立当初の会計年度は、この定款の定めにかかわらず、設立許可のあった日から昭和63年3月31日までとする。 <p>附 則（平成12年8月28日）</p> <p>この定款の変更は、内閣総理大臣の認可のあった日から施行する。</p>
財産種別	場所・物量等						
美術品	絵画〇点 〇年〇月以前取得						